

令和6年度青森県あおもり「農業DX」実証業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度青森県あおもり「農業DX」実証業務（以下「委託業務」という。）

2 受託者

受託者は、農業者、民間企業、試験研究機関、県等のうち、2者以上で構成されるコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とし、あらかじめ、代表者を選定する。

3 委託契約期間

委託契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 委託業務の内容

受託者は、本県に適した「農業DX」による「農作業の効率化による農業利益の最大化」に資する取組を実証する。

なお、上述した「農業DX」とは、以下の取組とする。

- ・複数のスマート農業技術を組み合わせた実証
- ・一つのスマート農業技術とスマート農業技術に匹敵する技術（現場カイゼン等）を組み合わせた実証
- ・その他、革新的な技術開発の実証

（1）担当者の決定・報告

受託者は、青森県との委託業務に関する契約締結後、1週間以内に当業務に携わる担当者を決定し、青森県へ報告する（様式は任意）。

（2）中間検討会の開催

受託者は、実証結果を整理し、年1回（7～8月頃）中間検討会を開催する。

（3）最終検討会の開催

受託者は、（2）の検討結果も踏まえ、令和7年2月末までに最終検討会を開催する。

（4）業務完了報告書の作成

受託者は、（1）から（3）までの業務終了後、令和7年3月21日（金）までに業務の実施結果を取りまとめた報告書を作成し、県に提出する。報告様式は、県と受託者が事前に協議の上、決定する。

5 委託契約の締結について

県は、コンソーシアムの代表者と4に記載された委託業務について契約を締結する。

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、青森県農林水産部農林水産政策課と協議して進めること。
- (2) 4の(4)の業務完了報告書については、これに関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び所有権を含めて、全て青森県に帰属するものとする。